

M;REPORT 11

—レポート—

男女共同参画社会をめざす 2007.10.31 NO. 11



特集

ひとりで苦しまないで

—認めない、許さないパートナーからの暴力—

ひとりで苦しめないで 認めない、許さないパートナーからの暴力

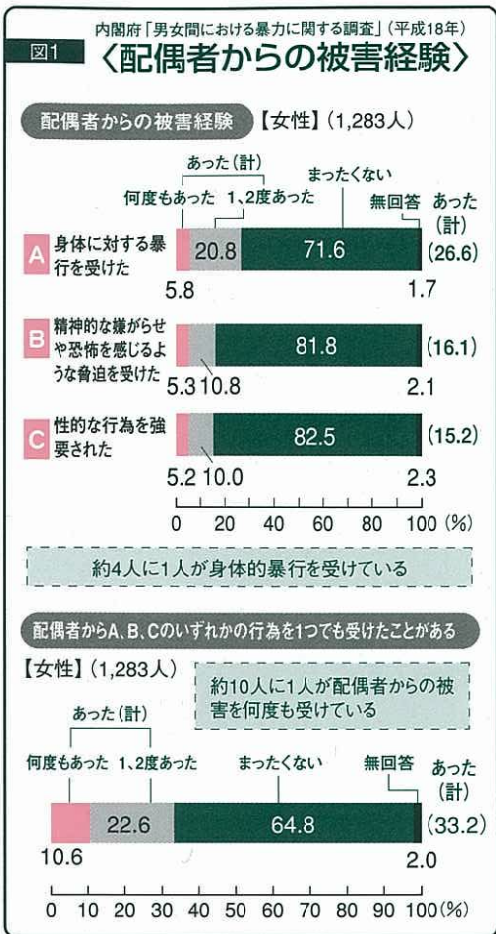
配偶者や恋人など親密な関係の間で起こる暴力(DV)は、家庭内の個人的な問題として片付けられがちですが、殺人事件に至ることもまれではない重大な問題です。深刻化・潜在化しやすいDVについて、その実態や背景、対策などを取り上げます。

●DVを知っていますか●

ドメスティック・バイオレンス(以下DV)とは、夫や元夫、恋人、婚約者など親密な関係にある、主に男性から女性に加えられる暴力のことをいい、身体的、社会的な力を使ってパートナーを思い通りにしようとする行為です。

内閣府の調査によると、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から、女性の約4人に1人が身体的暴行を受けたことがあり、約10人に1人が身体的暴行・心理的攻撃・性的強要のいずれか一つを受けたことが何度もあったと回答しています(図1)。

内閣府の調査によると、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から、女性の約4人に1人が身体的暴行を受けたことがあり、約10人に1人が身体的暴行・心理的攻撃・性的強要のいずれか一つを受けたことが何度もあったと回答しています(図1)。



た一部の女性ではありません。これから登場する女性たちは、あなたの身近にいるかもしれないのです。彼女たちの語りを通して、DVの抱えるさまざまな問題や、DVをなくすために私たちに何ができるのか一緒に考えてみましょう。

1 さまざまなDVの形 Aさんの場合

「最初に殴られたのは、新婚旅行から帰ってすぐでした。些細なけんかがきっかけでしたし、結婚前に暴力を振るわれたこともなかったので、一度だけだと思えました。しかしその後も、夫に逆らったり気に入らないことをすると、殴られたり蹴られたりし

た一部の女性ではありません。これから登場する女性たちは、あなたの身近にいるかもしれないのです。彼女たちの語りを通して、DVの抱えるさまざまな問題や、DVをなくすために私たちに何ができるのか一緒に考えてみましょう。

- ◆身体的暴力
首をしめる、刃物で傷つける、火傷を負わす、物を投げつける、など。
- ◆精神的暴力
無視する、大声で怒鳴る、交友関係やメール等を細かく監視する、など。
- ◆経済的暴力
外で働くなど言ったり仕事を辞めさせたりする、借金を負わせる、など。
- ◆性的暴力
性的行為を強要する、避妊に協力しない、ボルノを無理に見せる、など。

◆子どもを巻き込んだ暴力

子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目に遭わせたり暴力を振るうと脅す、子どもを取り上げる、など。

これらのさまざまな形態の暴力が単独で起きることもありますが、Aさんの場合のように、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。

社会構造がDVを生み出す?

DVが潜在化し、解決が難しくなる背景には、さまざまな問題が存在します。

暴力を振るうのは一部の特別な人?

加害者である男性には、年齢・職種・年収・学歴など一定のタイプはなく、家庭の外では人当たりがいい人もいます。暴力を振るう理由もさまざまですが、そこには自己中心的な女性蔑視な考え方があり、思うように女性をコントロールしたいという欲求が、暴力の行使につながっているようです。

なぜ女性は逃げないの?

被害者である女性は、次のような複雑な心境や事情に悩み続け、逃げないのではなく逃げ出せないでいます。(図2)

- ◆恐怖感
「逃げたらもっとひどいことをされる」
- ◆無力感
「自分は夫から離れられない」
「誰も助けてくれる人はいない」
- ◆複雑な心理
「暴力を振るうのは私を愛しているから」
「いつか変わってくれるのでは」
- ◆経済的問題
「夫の収入がないとこれから生活できない」
- ◆子どもの問題
「子どもの安全や学校が心配」
- ◆「自分のせいで父親のいない子になってしまう」
- ◆「今までの生活への愛着」
- ◆「仕事や地域での人間関係などを失いたくない」

2 DVに内在する複雑な問題 Bさんの場合

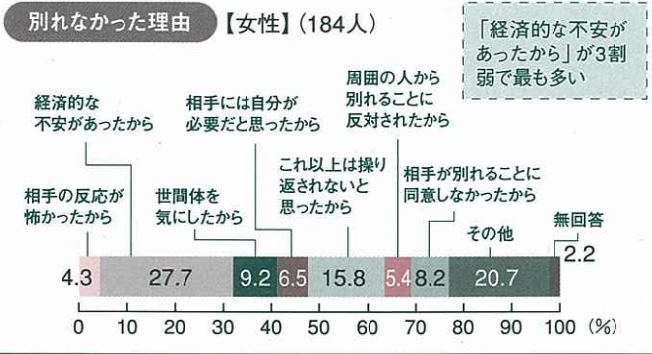
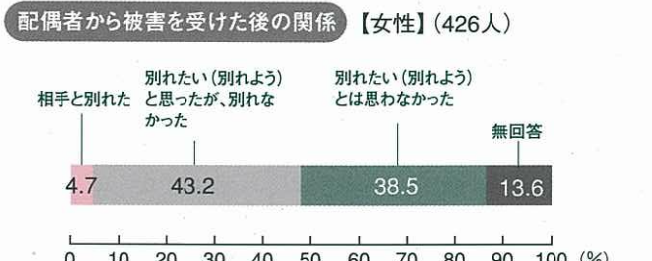
「生活のすべてが夫中心。『家の大黒柱である夫に妻が従うのは当たり前』だと思っている夫にしてみれば、逆らう方が悪いのであり、暴力を振るうのは正当なことなのです。そんな夫からさまざまな暴力を受けているうちに、私はすっかり自信をなくし、『悪いのは自分』という気持ちの方が夫に対する憤りよりも強くなっていきました。

それにいつも暴力的なわけではなく、優しい時もある。『もう殴らない』とも言っているので、私が努力すれば何とかなると自分に言い聞かせながら、夫の顔をうかがう日々が続きました。

家を出たいとも思いましたが、お金も仕事もなく、これまで築き上げたいろいろなものがすべてなくなってしまうという心細さもあり、なかなか離れられなかったのです」

図2 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成18年)

<配偶者から被害を受けた後の関係/別れなかった理由>



ちょっと待って!その愛

若者の間に広がるデートDV

親密な関係になった相手を暴力によって支配しようとするのは、年齢に関係なく起こります。特に若いカップルの間で起こる暴力をデートDVといいます。

殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、携帯電話のメールや着信履歴を見る、自分と会っていない時に誰と何をしていたのか問い詰めるといった行動を監視するような行為、避妊をしないセックス、セックスの強要=レイプなどの性暴力、借りたお金を返さない、お金をせびる、自分の好みの服装をさせるなどその行為はさまざまです。でも「愛しているなら彼の言うことを聞くのは当然」、「彼を失いたくない」、「愛していると言われたい」という感情が、支配や暴力を見えなくさせ、彼からの束縛を「彼が私を愛しているから…」と思い込んでしまい、ますます2人の結びつきが強くなって離れがたくなっていきます。このような関係は2人きりでカプセルに入ったような状況になるため、苦しくても、他人に相談したり、アドバイスに耳を傾けようとさえしません。「結婚していないなら、別れればいいじゃない」と簡単に考えがちですが、ストーカー行為から殺人に至ったケースがあるように、別れようとするほど執拗に暴力的になっていくのもデートDVの特異性の一つです。

「男の子は元気がなくちゃ」と幼少期から男性の「暴力」に寛容な一方、女性に従順であることを求める風潮もまだ残っています。こういった社会的背景の中で、「男の子は…」「女の子は…」といった観念にとらわれていると、それが暴力や支配を許容することにつながりかねません。

被害者にも、加害者にもならないためには、どんな場合にも相手を尊重する、相手のいやがることはしない、対等で、のびやかな関係を築くことが必要です。

北区男女共同参画センター「スペースゆう」では女子中学生、高校生向けのパンフレット『これって暴力?!』を作成し、これをもとに出前講座を行っています。

また、グループカウンセリングの一環として「アサーショントレーニング—さわやかな自己表現を身に付けませんか?」を実施し、「わたし」を主語に自分の気持ちを言葉にすることを通して、自分も相手も大切にすることを学んでいます(春、秋の年に2回実施しています)。



今後の課題

被害者対策では、通報から相談、保護、自立支援まで、被害者の立場に立った総合的できめ細かい支援が必要です。法律の改正で被害者保護は一歩前進したと言われますが、シエルター(DVなどから逃れてきた女性のための一時避難所)不足の解消や、仕事探しが大変だったというDさんのような女性のために、就業支援等女性の経済的自立を可能にする施策の確立なども、重要な課題として残っています。

さらに、暴力防止のためには、加害者対策が欠かせないという声もあります。今後、行政、警察、民間団体などが連携を深め、支援態勢を強めることが求められています。

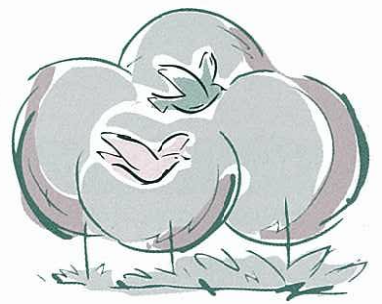
DV防止法では、DVの発見者は警察や配偶者暴力相談支援センターに通報するよう努めなければならぬとされています。DV防止法を効果のあるものとして活かすためにも、私たち一人ひとりが「DVは犯罪である」という認識に立ち、DVの実態や被害者の状況を理解し、社会全体でDV根絶に取り組むという姿勢を持つことが大切なのではないのでしょうか。

接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁止。(被害者と同居する未成年の子どもも対象)期間は6か月。

退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるもの。期間は2か月。



さらに、Bさんの夫のように、暴力を振った後に優しくなったり謝罪しては、再び暴力を振るうというDV加害者の行動パターンが、やり直せるという期待を被害者に持たせ、加害者から離れがたくする場合もあります。

3 ひどくて苦しむ女性たち Cさんの場合

「夫がもうすぐ帰ってくる……そう思っただけで心臓が破裂しそうな毎日でした。眠れない、食べたくない、何もしたくないといった心身の変調が次々に現れ、これらの症状は夫と別れた今でも続いています。

「誰か助けて」と思いながらも、私自身にこれは単なる夫婦げんかで表沙汰にするようなことではないという意識があり、誰にも相談せずにいました。

言葉に傷つき、ひとりで苦しんでいます。

深刻なDVの影響

打ち身や切り傷、骨折や火傷の後遺症のほか、常に緊張を強いられストレスを抱えた被害者は、不眠や頭痛、うつ状態や不安症状なども訴えます。人間不信や自殺願望、フラッシュバックや怯えなどPTSD(外傷後ストレス障害)に陥る場合もあります。

また、直接暴力を受けるだけでなく、暴力を目撃した子どもにも影響は及び、情緒不安定、夜泣き、不登校、無感情などさまざまな心身症状が現れたり、暴力を感情表現や問題解決の手段にしてしまうこともあります。

被害者をとりこに追い詰めるCさん

Cさんのように、やっこの思いで相談した相手から、

- ◇「男性を怒らせた女性にも問題がある」
- ◇「そんな男を何で選んだの?」
- ◇「夫を立てて暴力を振るわないようにするのが妻の役目だ」
- ◇「逃げないのは、たいしたことないからじゃない?」
- ◇「お嫁さんなんだし、父親のいない子に」

「暴力を振るわれていい理由などない。どんなに自分が努力しても、夫が本気で暴力をやめなければだめだ。暴力に怯え、心身ともに傷つく生活の中に、本当の幸せはない……。こうして私は離婚に踏み切りました。でも、新しい生活を始めるのはなかなか大変でした。

家探しや子どもの学校の問題、それに加えて、別れた後も夫の影に怯え、自己嫌悪と絶望感にさいなまれる毎日はとても辛かったし、年齢の壁や技術のない身で仕事を見つけたのは、すごく難しかったです。

今はDVという言葉をいろいろと知るところで見かけるようになったし、法律もできたのに、

4 DV防止を目指して Dさんの場合

DVの相談数が増えているとか、DVに絡んだ殺人事件が起きたというニュースを聞くたびに、胸が張り裂けそうな感じがします」

現在、社会全体でDV防止に向けた取り組みが進められています。

DV防止法

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下DV防止法という)」が制定され、ようやく女性に対する暴力が犯罪であり、重大な人権侵害であると位置づけられたのです。

この法律に基づき、各都道府県に「配偶者暴力相談支援センター」が置かれ、暴力を振るう配偶者から被害者を保護する「保護命令」「接近禁止命令」と退去命令と一時保護の制度が設けられました。

平成16年に改正されたDV防止法では、離婚後に元配偶者から暴力を受けた人や、被害者の子どもも保護命令の対象になり、身体的暴力だけでなく精神的暴力もDVとするなどの改善が図られました。

さらに、平成20年1月に施行される改正DV防止法では、生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令、電話等を禁止する保護命令、被害者の親族等への接近禁止命令など保護命令制度が拡充されます。

相談者に寄り添って

「スペースゆう」こころと生き方・DV相談

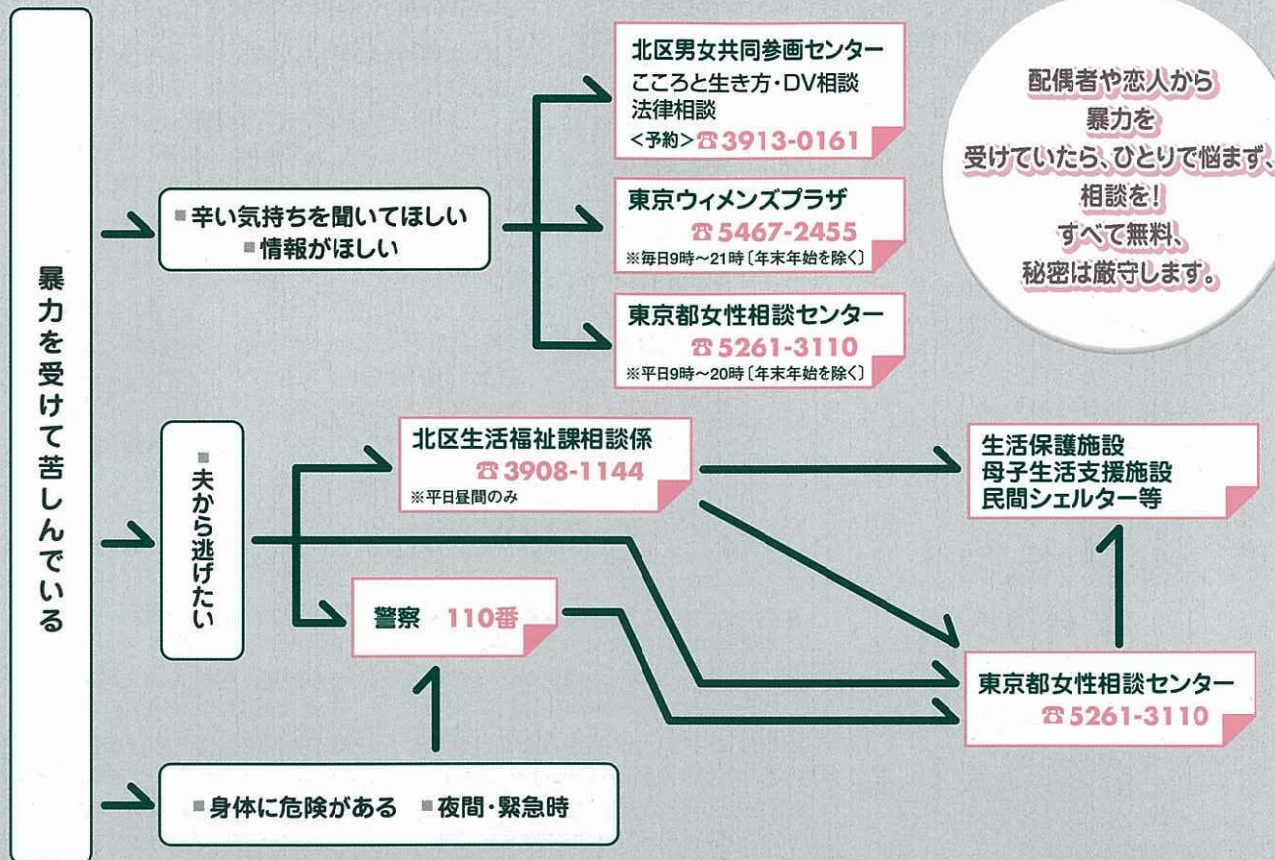
平成18年度、女性のための「こころと生き方・DV相談」では825件（実人数159人）の相談を受けました。その中でDVに関する相談はおよそ4分の1を占めており、女性にとって重大な問題といえます。「セクシュアルハラスメント」「性暴力」「児童虐待」「親や子どもからの暴力」などDV以外の暴力に関する相談も増加傾向にあります。相談室では、さまざまな「女性への暴力」についての相談を受けています。

今まさに暴力にさらされている中でこの相談

相談者の半数の方が、身体的、精神的、性的暴力にさらされている状況にあります。たとえば、10代のデートDV被害者は、別れた後も相手の執拗なつきまといに困りきって相談しました。家族が相手からの電話対応に苦慮し、恐怖状態に陥っていました。幼い子どもさんを持つ20代、30代の相談者は、夫が子どもたちの目の前で自分に暴力を振るい、暴言を放つことに屈辱的な思いを感じ

配偶者や恋人から暴力を受けていたら、ひとりで悩まず、相談を！
すべて無料、
秘密は厳守します。

相談や支援を受けたいとき



来談をねがらい、安全計画を立てる支援

緊迫した内容の相談を受けることも少なくありませんが、まず来談をねがらい、いかに状況をうかがいます。加害者に監視されていたり、体調が悪かったり、子どもたちや仕事の都合でなかなか相談室に足を運べないなどの事情がうかがえます。「こんなことで相談に行っているのか」「恥ずかしい」「誰にも頼れない」などの気持ちを相談者は抱えています。「もうひとりで頑張らなくてもいい」と感じてもらえる相談を心がけています。一方で相談者の身体的、精神的な危険度をはかり、「安全の確保」をすることが重要です。緊急ケースと判断した場合は、一時保

新たな生活を支えるための援助

暴力から離れ、新しい地域で暮らし始めた女性の相談も半数を占めます。たとえば、ある相談者は住み慣れた地域を離れ、北区で子どもたちと暮らし始めて1年です。親の住む町には夫が頻りにやってくるので住めません。夫が調停で離婚に応じず、裁判中です。安全のためにまだ住民票を異動できず、児童扶養手当などの手続きには住民票を取り寄せねばならないし、予防接種の通知も送られてはきません。DVの影響で不眠などの症状があるため心療内科に通

護や病院警察の相談にすぐにつながる態勢をとっています。継続して相談を続け、問題解決に取り組む場合もあります。自らの心身の不調や子どもの不登校についての相談を続け、数回の相談の後に「実は、夫が暴力を振ります」とようやく話される場合もあります。暴力を「たいしたことではない」と思ふことで、辛く危険な日々を耐えているのです。暴力は犯罪であること、子どもたちがDVを目撃することは虐待にあたることなどを相談員は伝えていきます。

院し、生活保護を受けています。最近ようやくパートで仕事を始めることができました。子どもと共に生活しながらも、裁判で夫の勝手な言い分を聞くに落ち込みます。相談室では、そうした思いを聞き、困難を一つずつ解決していきます。女性と子どもたちが人への信頼感と自尊心を取り戻すために仲間が出会いお互いの力を支え合うグループを作っています。当事者からの相談が大半ですが、家族知人からの相談も受けています。まわりの人がDVの被害を長期間にわたり聞いていたり、突然に被害の話を打ち明けられることもあり、被害者の話を受けとめた家族、知人からの相談が問題解決の糸口になる可能性があります。相談室では、このようにDV被害の早期発見から問題解決、さらにDV予防につながるように、地域の相談室としての支援を続けています。

「スペースゆう」では、女性弁護士による法律相談も行っています。

保護命令の手続きや、離婚、離婚後の親権の変更など、法律にかかわるあらゆる場面でのサポートをしています。

◇こころと生き方・DV相談
◇法律相談

<予約制> 電話：3913-0161

開館時間/火～土曜9:00～21:00、日曜9:00～17:00
休館日/月曜、祝日(月曜が祝日の場合は翌日も休館)
年末年始(12/28～1/4)

家を出る時に持ち出すもの

- ①現金
- ②本人名義の預金通帳
- ③健康保険証
- ④運転免許証
- ⑤常備薬
- ⑥母子手帳
- ⑦年金手帳など

ケガをした時は、
写真や医師の診断書
をとっておきましょう。

DV防止法が変わります。くわしくは内閣府暴力被害者支援情報サイトへ <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>

北区男女共同参画センター「スペースゆう」これからの講座ラインアップ

I 地域の暮らし創造塾2007

表現する女性たち
「消しゴムで遊ぼう！」
～初心者のための消しゴム印～

- 講師：荒川 明美氏
- 日時：12/1(土)13:30～16:00
- 会場：「スペースゆう」多目的室AB
- 定員：20名(申込先着順)
- 参加費：200円(材料代)

II パートナースhip事業

①「子どもたちの明日、カンボジアのいま」 ②「女性のためのブログ講座」

- 講師：関口 晴美氏
(幼い難民を考える会カンボジア事務所長)
- 企画・運営：東南アジア保育支援実行委員会
- 日時：12/2(日)14:00～16:00
- 会場：「スペースゆう」多目的室AB
- 定員：50名(申込先着順)
- 参加費：無料

- 企画・運営：北区ITコミュニケーションズ
- 日時：12/14(金)13:30～16:30
- 会場：赤羽文化センター第3学習室
- 定員：20名(申込先着順)
- 参加費：2,000円(資料代)
- 対象：女性でブログ作成初めての方

申込方法 Iは11/4(日)、II①②は11/14(水)から電話またはFAXでお申込ください。※保育あり(1歳以上就学前まで)。I、II①は11/22(木)、II②は11/30(金)までに要申込。

申込・問合せ先 北区男女共同参画センター「スペースゆう」
TEL.3913-0161 FAX.3913-0081

情報コーナー



【STOP!女性への暴力】

毎年、11月12日～25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。情報コーナーでも、DV関連資料などをそろえた特集コーナーを設置します。ぜひご利用ください。

- 『ドメスティック・バイオレンス』[368]
森田ゆり著/小学館/2007
- 『DV被害女性を支える』[368]
スーザン・ブルースター著/金剛出版/2007
- 『ドメスティック・バイオレンス女性150人の証言』[368]
原田恵理子・他編著/明石書店/2003
- 『笑顔を取り戻した女たち』[368]
東京自治研究センター・DV研究会編/
パド・ウイメンズ・オフィス/2007
- 『愛する、愛される』[368]
山口のり子著/梨の木舎/2004



『私だって働きたい!!』[366]
小澤佳代子著/ヴィヴル/2007

再就職を目指す女性たちが不安に思うことや、実際の就職活動でぶつかるさまざまな問題を、著者自身の実践も交えて解説した一冊。Q&Aで再就職活動のノウハウを紹介するだけでなく、人生を通して仕事とどう向き合えばよいのか、ワークライフバランス(仕事と家庭生活の調和)をどのように保ったらよいかなど、子育てしながら働く女性や出産を考えている女性にも配慮した内容になっています。女性たちの役に立つことが活動の信念である著者の「〇〇べきを捨てて、〇〇したいを信じる」という言葉が、心に残ります。



新着図書のご紹介

- 『ジェンダーの法律学〔第2版〕』[320]
金城清子著/有斐閣/2007
- 『知らずに他人を傷つける人々』[361]
香山リカ著/KKベストセラーズ/2007
- 『現代の貧困』[361]
岩田正美著/筑摩書房/2007
- 『格差社会ニッポンで働くということ』[366]
熊沢誠著/岩波書店/2007
- 『女性のキャリアデザイン〔新版〕』[366]
青島祐子著/学文社/2007
- 『ジェンダー白書5—女性と経済』[367.1]
北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”編/
明石書店/2007
- 『ジェンダー人類学を読む』[367.1]
宇田川妙子・他編/世界思想社/2007
- 『近代日本女性史講義』[367.2]
石月静恵著/世界思想社/2007
- 『新しいアフリカ史像を求めて』[367.2]
富永智津子・他編/御茶の水書房/2006
- 『モグラ女の逆襲』[367.2]
残間里江子著/日本経済新聞出版社/2007
- 『70代三人娘、元気の秘訣』[367.2]
依朋子・他著/講談社/2007
- 『夫婦学』[367.3]
高橋保著/三一書房/2007
- 『やもめぐらし』[367.4]
椎野若菜編/明石書店/2007
- 『セルフ・アイデンティティ』[367.5]
榎本博明編/至文堂/2007
- 『恐くないシングルの老後』[367.7]
吉廣紀代子著/朝日新聞社/2007
- 『「若者の性」白書』[367.9]
日本性教育協会編著/小学館/2007
- 『男女共生社会の大学』[368]
秦澄美枝著/社会評論社/2007
- 『生きる勇気と癒す力〔新装改訂版〕』[368]
エレン・パス・他著/三一書房/2007
- 『私たちの終わり方』[490]
真部昌子著/学習研究社/2007
- 『人やまちが元気になるファシリテーター入門講座』[809]
ちょんせいこ著/解放出版社/2007
- 『女ことばはどこへ消えたか?』[814]
小林千草著/光文社/2007
- 『切除されて』[956†]
キャディ著/ヴィレッジブックス/2007

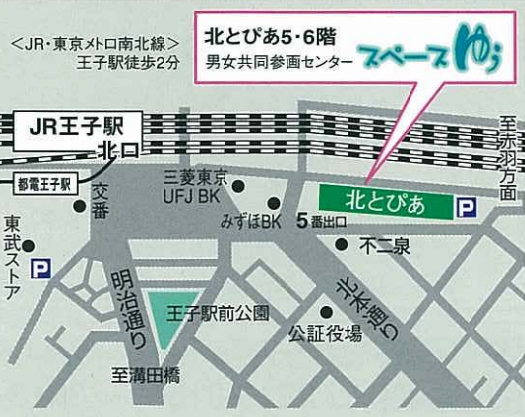
G A L L E R Y



作 / 小野寺 美紀子
作 品 / 「絵手紙」

“寝て、起きて、食べて、働いて、学んで、遊んで…。生きるって、ただそれだけではないはず。たとえどんなにささやかなことであっても、もっと輝き、心躍る瞬間がほしい”
そんな小野寺さんが見つけたのは、タテ15cm×ヨコ10cmの「ハガキ」という小さいけれどとてもステイジでした。

四季折々の花や野菜・果物、日常の品々など、身近な素材と添えられた一文で、見る者をホッと温かい気持ちにしてくれる絵手紙たち。“幸せを感じたいね”という想いをこめて、小野寺さんはメッセージを送り続けています。



この特集により、多くの方がDVや児童虐待、高齢者虐待に関心を持ち、虐待や暴力のない社会を実現するためにどうすればいいのかを考えていただければ幸いです。
スペースゆつでは、これからもDVに関する相談や講座・情報提供などを通じて、被害者を支援し、DVを防止するためのさまざまな取り組みを行います。

編集後記

「子ども」「高齢者」「女性」と、家庭や親しい関係の中で起る虐待の問題を3回シリーズでお送りしました。閉ざされた空間の中で暴力にさらされ命の危険さを感じながらひとりで苦しんでいる人たちがいることを知りたくて欲しいという思いから、シリーズ化を決めたのです。しかし、どのテーマも編集作業を進めるうちに、大きな壁に突き当たってしまいました。それは、これ一つで完全に虐待をなくせる方策を紹介できないということでした。虐待をなくす特効薬はない……。どの問題も社会背景や人間関係など複雑な要因が絡み合い、そう簡単には撲滅できないのだと改めて痛感しました。だからこそ、みんなで考え、みんなで取り組んでいく必要があるのだと思います。